

議事要旨(1) 四半期会計基準等の改正に関する検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、本日の委員会では、前回の委員会までで方向性が定まっていなかった 3 つの事項（①第 1 四半期と第 3 四半期に四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合の取扱い、②四半期貸借対照表において間接控除方式を採用していない場合に表示されていない科目（貸倒引当金、減価償却累計額、減損損失累計額）の注記の簡素化、③金融商品関係の注記の簡素化）について、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から寄せられた意見を踏まえ、①は減価償却費及びのれんの償却額を注記項目として開示すること、②は貸倒引当金のみの開示とすること、③は金融機関等と一般事業会社とで取扱いを分け、一般事業会社は第 1 四半期及び第 3 四半期の開示を省略可能とする旨の事務局案が、審議事項（1）－1 に沿って提示された後、会計基準等の改正文案について、前回の委員会から加筆修正を行った箇所の説明があった。あわせて、公開草案へのコメント期間は、適用時期との関係で、約 1 か月としたい旨の提案もあった。次に、高橋由彦専門研究員より、審議事項（1）－4 に基づき、前回の委員会から加筆修正を行った箇所の説明を行った。委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ある委員より、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の注記について、適用指針案では、適用指針本体から監査委員会報告第 77 号の例示列举を削除し、新たに結論の背景で、同第 77 号を参考にして重要性を判断するのが適切と考えられる旨を述べているが、これは結論の背景ではなく適用指針本体に記載した方が、他の注記事項は簡素化しても重要な事項は必ず記載するという基準本来の趣旨に合うのではないかという意見があった。
- ある委員より、上場会社に対して一律に開示を強制する項目は最小限にとどめた上で、財務諸表利用者の開示ニーズに応じて財務諸表作成者が任意に開示することができる余地を広くもたせるべきであること、注記の要否に係る重要性の判断について、財務諸表作成者、監査人及び財務諸表利用者の中でギャップが生じているのではないかという意見があった。
- あるオブザーバーより、設備投資額は、投資計画の進捗状況を把握する上で有用な情報であるため、四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に求める注記項目の中に加えるのが望ましいが、四半期報告書の非財務情報で開示されるのであれば、財務諸表利用者の開示ニーズは満たされると思われること、また四半期会計期間（3 か月）の損益計算書を省略するのであれば、売上高や利益の金額等の四半期会計期間（3 か月）の情報を注記で代替すべきであり、特に、四半期会計期間（3 か月）の 1 株

当たり利益の注記は、損益計算書を開示しない場合でも、任意に開示することができるようにしてはどうかという意見があった。

これらの意見に対して事務局からは、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の注記に係る適用指針案は、簡素化の一環として従来の取扱いを見直す形での今までの検討を踏まえて作成したものであるが、公開草案の公表後に寄せられたコメントの内容も踏まえて、より分かりやすい記載ぶりが可能か検討することも視野にいれていること、また、基準・適用指針案の作成にあたっては、財務諸表作成者の負担軽減と財務諸表利用者の情報ニーズを勘案して開示項目が必要最小限となるよう検討を行ってきたこと、さらには、従来から四半期会計基準では、財務諸表作成者が規定されている注記事項を上回る事項の開示を行うことを妨げていないこと等の説明があった。

以上の議論を踏まえて、新井副委員長より、次回の委員会にて公開草案の公表議決を行った上で、年内に公表する予定であること、コメント募集期間については、来年 3 月での基準化を念頭に置き 1 か月としたい旨の説明があった。

以上